

千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画の評価方法について

	第 5 次計画	第 4 次計画
計画の期間	令和 4 年度～令和 8 年度（5 年間）	令和 29 年度～令和 3 年度（5 年間）
評価に用いる様式	・ 施策進行管理表	・ 施策進行管理表 ・ 評価シート
評価対象となる事業	・ すべての事業（150 事業）	・ 重点項目（16 項目）に該当する事業
評価の時期	・ 計画の中間評価（令和 4 年度～6 年度に実施した事業を対象）を令和 7 年度に実施 ・ 計画の最終評価（令和 4 年度～8 年度に実施した事業を対象）を令和 9 年度に実施	・ 重点項目を半分に分け、隔年で評価 （項目 1～8 を 1 年目及び 3 年目、項目 9～16 を 2 年目及び 4 年目に評価、5 年目には 16 すべての項目について評価）
DV 防止対策検討会議で行うこと	・ 各事業年度の達成度について各事業担当課が施策進行管理表により自己評価を実施するので、事務局が進捗状況として取りまとめて本会議へ報告する。（毎年実施） ・ 施策進行管理表への委員からの質問に対する各事業担当課からの回答をもとに、本会議で各委員から意見を伺う。（中間評価と最終評価）	事業担当課の評価をもとに、16 項目のうち 8 項目の評価を、委員と事業担当課で隔年で実施（最終年度は 16 項目）
メリット	・ 自己評価で各事業の振り返りがしやすくなることにより、各事業の課題等が見えやすくなる ・ 自己評価が低い事業等に目を向けやすくなる	・ 評価シートを基に、細かな事業内容について評価ができる
デメリット	・ 評価する事業数が多い	・ 重点項目に該当しない事業に目が向きづらい